

関係各課（所）長 様

建設管理課長

埼玉県土木工事实務要覧の一部改正について（通知）

標記について、下記のとおり一部改正したので通知します。

記

- 1 改正概要 埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式、様式第2号の改正
第4様式編 様式第2号の4、5（再下請負通知書の追加）
- 2 適用年月日 平成29年4月1日以降に起工する工事から適用
ただし、現在実施中の工事においても適応できるものとする。
- 3 その他
再下請負通知書に係る確認及び請負人への指導等においては、埼玉県土木工事实務要覧、国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参考にしてください。
- 4 注意事項
 - (1) 改正された実務要覧等は、以下のホームページにて閲覧できます。
「埼玉県土木工事实務要覧」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kakusyujitsumuyouran.html>
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html
 - (2) 最新版は、各ホームページにて確認してください。

担 当：建設管理課
技術管理担当 近藤、飯島
電 話：048-830-5201
FAX：048-830-4868

建管第1171-2号
平成29年3月29日

関係各部（局）主管課長 様

建設管理課長

埼玉県土木工事实務要覧及の一部改正について（参考通知）

標記について、下記のとおり一部改正したので参考通知します。
つきましては関係課所に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 改正概要 埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式、様式第2号の改正
第4様式編 様式第2号の4、5（再下請負通知書の追加）
- 2 適用年月日 平成29年4月1日以降に起工する工事から適用
ただし、現在実施中の工事においても適応できるものとする。
- 3 その他
再下請負通知書に係る確認及び請負人への指導等においては、埼玉県土木工事实務要覧、国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参考にしてください。
- 4 注意事項
 - (1) 改正された実務要覧等は、以下のホームページにて閲覧できます。
「埼玉県土木工事实務要覧」
http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kakusyu_jitsumuyouran.html
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html
 - (2) 最新版は、各ホームページにて確認してください。

担 当：建設管理課
技術管理担当 近藤、飯島
電 話：048-830-5201
FAX：048-830-4868

建管第1171-3号
平成29年3月29日

各市町村長 様

埼玉県県土整備部長
(公印省略)

埼玉県土木工事实務要覧の一部改正について（参考送付）

標記について、下記のとおり一部改正したので参考送付します。

記

- 1 改正概要 埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式、様式第2号の改正
第4様式編 様式第2号の4、5（再下請負通知書の追加）
- 2 適用年月日 平成29年4月1日以降に起工する工事から適用
ただし、現在実施中の工事においても適応できるものとする。
- 3 その他
再下請負通知書に係る確認及び請負人への指導等においては、埼玉県土木工事实務要覧、国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参考にしてください。
- 4 注意事項
 - (1) 改正された実務要覧等は、以下のホームページにて閲覧できます。
「埼玉県土木工事实務要覧」
http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kakusyu_jitsumuyouran.html
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html
 - (2) 最新版は、各ホームページにて確認してください。

担当：建設管理課
技術管理担当 近藤、飯島
電話：048-830-5201
FAX：048-830-4868

建管第1171-4号
平成29年3月29日

関係各機関の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

埼玉県土木工事实務要覧の一部改正について（参考送付）

標記について、下記のとおり一部改正したので参考送付します。

記

- 1 改正概要 埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式、様式第2号の改正
第4様式編 様式第2号の4、5（再下請負通知書の追加）
- 2 適用年月日 平成29年4月1日以降に起工する工事から適用
ただし、現在実施中の工事においても適応できるものとする。
- 3 その他
再下請負通知書に係る確認及び請負人への指導等においては、埼玉県土木工事实務要覧、国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参考にしてください。
- 4 注意事項
 - (1) 改正された実務要覧等は、以下のホームページにて閲覧できます。
「埼玉県土木工事实務要覧」
http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kakusyu_jitsumuyouran.html
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html
 - (2) 最新版は、各ホームページにて確認してください。

担当：建設管理課

技術管理担当 近藤、飯島

電話：048-830-5201

FAX：048-830-4868

建管第1171-5号
平成29年3月29日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

埼玉県土木工事实務要覧の一部改正について(参考送付)

標記について、下記のとおり一部改正したので参考送付します。

記

- 1 改正概要 埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式、様式第2号の改正
第4様式編 様式第2号の4、5(再下請負通知書の追加)
- 2 適用年月日 平成29年4月1日以降に起工する工事から適用
ただし、現在実施中の工事においても適応できるものとする。
- 3 その他
再下請負通知書を作成する際は、埼玉県土木工事实務要覧、国土交通省
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参考にしてください。
- 4 注意事項
 - (1) 改正された実務要覧等は、以下のホームページにて閲覧できます。
「埼玉県土木工事实務要覧」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kakusyujitsumuyouran.html>
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/
totikensangyo_const_fr2_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)
 - (2) 最新版は、各ホームページにて確認してください。

担当：建設管理課

技術管理担当 近藤、飯島

電話：048-830-5201

FAX：048-830-4868